

志木市生涯学習推進指針

いつでも どこでも だれでも 学べるまち
学びがひらく 明日の扉



志木市生涯学習シンボルキャラクター「エル」ちゃん
エルとは E(enjoy) L(lifelong) L(learning) E(environment)
楽しむ 一生涯の 学ぶこと 環境

令和3年3月改訂

志木市教育委員会

志木市教育大綱

■基本理念

次代を担うたくましい志木っ子と

地域を支える市民を育む教育

次代を担う子どもたちが、社会の激しい変化の中でも自立し、夢を持って元気に成長できるよう、一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性と新しい時代を生き抜く力を家庭や地域とともに育みます。

すべての市民が心豊かで生きがいのある人生を過ごせるよう、生涯学習の充実や地域文化及びスポーツの振興を図ります。

■基本方針

1 確かな学力と健やかな体、そして新しい時代を生き抜く力の育成

学力向上、体力向上の取組を推進し、児童生徒が学習に主体的に取り組む意欲を高めながら、基礎学力、基礎体力を育み、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などの能力を育成します。

2 一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育の推進

子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性を育むため、少人数学級編制や少人数指導などを絶えず検証し発展させるとともに、幼保小の連携強化や小中一貫教育の取組により、質の高い教育を推進します。

また、志や夢を持ち未来を拓く自立した子どもたちが成長するために、国語力を基礎に、新たな教育課題である、外国語教育、ICT教育など次世代を見据えた教育を展開します。

さらに、すべての子どもたちが、その個に応じた教育が受けられるよう、習熟度別授業や、特別支援教育の充実などを図ります。

3 家庭と地域、学校が一体となって子どもたちを育む教育の推進

子どもたちに基本的な生活習慣や倫理観、道徳心などを育むためには、家庭における教育が一番の原点であることから、保護者に対する意識付けを図るとともに、地域と学校が一体となって子どもたちを育むことのできる教育環境の推進を図ります。

また、地域ぐるみで、笑顔あふれる元気でたくましい子どもたちを育むために、地域とともに歩む学校づくりに取り組みます。

4 日本そして郷土を愛し、文化・芸術に親しむ豊かな心を育む教育の推進

子どもたちが、日本人として誇りを持ち成長できるよう、我が国を愛し、ふるさと志木、郷土志木を理解し、日本、そして郷土の歴史や伝統文化を継承していく心を育みます。

また、地域文化活動を継承するため、子どもたちが文化芸術に親しむ環境作りを進めるとともに、市民生活が心豊かなものとなるよう、市民の文化活動を支援します。

5 生涯学習を通じた市民力の醸成とスポーツの振興

生涯学習環境を充実し共に支え合う地域社会を進めるため、学んで得た知識等を地域社会で生かすため、生涯学習を通じた市民力の醸成を図ります。

また、市民の誰もがスポーツを身近に感じられるよう、志木市スポーツ推進計画に基づき、市民の健康ライフスタイルの支援を中核に、民間施設など多くの機関と連携し、スポーツの推進に取り組みます。

し き こ きょういくたいこう 志木っ子教育大綱

きほんりねん 基本理念

えが お げんき し き こ
笑顔あふれる元気でたくましい志木っ子をめざして！

もくひょう 目 標

1 げんき 元気にあいさつをしよう！

あいさつは、生活の一番の基本です。あいさつをすることで、とても気持ちがよくなりお互いが笑顔になります。楽しい会話のきっかけにもなるでしょう。家族や友達、先生、地域の人、まわりの人みんなに大きな声であいさつしましょう。

2 おも も 思いやりを持とう！

思いやりは、相手の気持ちを考えてみることで、相手の立場に立つことから生まれます。相手の気持ちを考え、やさしい心で、家族、友達、まわりの人みんなに思いやりの気持ちを持ちましょう。

3 いじめはやめよう！

いじめは決して許されないことです。誰もが、一人ひとりかけがえのない大切な存在です。いじめは絶対にやめましょう。もしも、いじめを見たり、いじめを受けたら、強い心で勇気を持ち、まわりの人に相談しましょう。

4 あさ た 朝ごはんをしっかりと食べよう！

早寝早起きなど規則正しい生活を送り、朝ごはんをしっかりと食べることで、脳と体にエネルギーが送られて、朝から元気いっぱい活動できます。やる気も出て、勉強や運動も頑張ることが出来ます。朝ごはんをしっかりと食べて、元気でたくましい子になりましょう。

5 すす と く いろいろなことに進んで取り組もう！

いろいろなことに、やる気を持って挑戦してみることはとても大切なことです。そこから得られる経験は、大きな財産になります。家庭でのお手伝いや地域の清掃活動、ボランティア活動など、積極的に取り組みましょう。

(平成28年3月15日制定)

目 次

生涯学習推進指針の改訂について

- 1 本市における生涯学習推進の状況と指針の改訂について・・・ 1
- 2 本市における生涯学習推進指針の位置づけ・・・・・・・・・・ 2
- 3 生涯学習をめぐる国や県の動向・・・・・・・・・・ 2
- 4 学びを通じたSDGsの推進・・・・・・・・・・ 3

第1 現状及び課題

- 現状及び課題・・・・・・・・・・ 4

第2 生涯学習推進指針

- 1 基本指針・・・・・・・・・・ 6
- 2 指針の全体像・・・・・・・・・・ 7
 - 基本指針1．いつでも、どこでも、だれでも学べるまちに・・・ 8
 - 基本指針2．学びをつなぐ、人をつなぐ・・・・・・・・・・ 13
 - 基本指針3．地域の文化を未来につなげる・・・・・・・・・・ 14

生涯学習推進指針の改訂について

1 本市における生涯学習推進の状況と指針の改訂について

これまで、平成28年度に生涯学習推進指針を策定し、市民の生涯学習がより充実したものとなるよう、生涯学習関連施策の方向性を示しました。

この間、この指針に基づき事業を推進してきたところですが、近年では、スマートフォンなどの情報端末の急速な普及や、少子高齢化社会の進展等により、生涯学習や地域コミュニティの状況にも大きな変化がみられます。

特に、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化してきており、インターネット等を正しく安全に利用するために、家庭教育を支援する取組が重要な課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、新しい生活様式での生涯学習事業や市民団体の生涯学習活動が求められています。

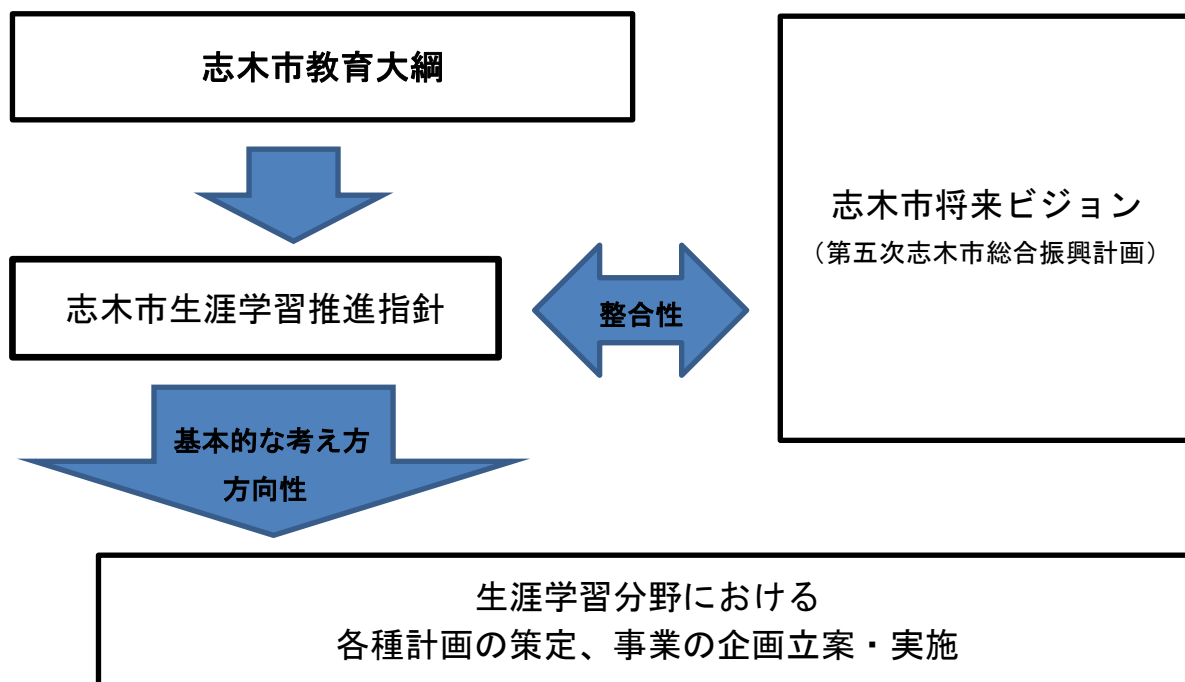
こうした状況を踏まえ、生涯学習推進指針の内容を新たな課題に対応できるよう改訂を行い、志木市教育大綱に定める生涯学習の目的の達成に向けた、基本的な考え方や事業推進の方向性を改めて示すものです。

この指針の改訂にあたっては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者からなる社会教育委員の会議で審議するとともに、市民の意見を踏まえ、関係各課との連携を図り、策定しています。

また、本指針は、5年先を見据えた生涯学習の実現を目指すものであり、市の総合的な計画である志木市将来ビジョン(第五次総合振興計画)との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを図るものとします。

2 本市における生涯学習推進指針の位置づけ

生涯学習推進指針は、志木市教育大綱に基づき、市の生涯学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。



3 生涯学習をめぐる国や県の動向

生涯学習については、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」という理念が示されており、また、同法第12条には、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならないと規定されています。

県では、平成25年3月に、「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、「学び合い、共に支える社会」を目指し、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」を柱として、生涯学習を推進しています。

4 学びを通じたSDGsの推進

志木市では、市民生活の質の向上と世界水準の都市を目指しSDGs（エスディージーズ）※1を推進しています。

本指針においては、SDGs「目標4：質の高い教育をみんなに」、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」に向かって、市民がいつでも、どこでも、学ぶことができ、その成果を生かすことができるまちづくりを目指しています。

※1 SDGs（エスディージーズ）とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標のこと。「地球上の誰一人取り残さない」ことを理念とし、17のゴールと169のターゲットで構成されている。



第1 現状及び課題

前回策定した指針に基づき、5年間に実施した事業をもとに、関連課からの意見聴取を行うとともに、社会教育委員の会議での審議を踏まえ、現状及び課題を次のとおり整理しました。

現状①

生涯学習推進指針に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」を目指すとともに、一人ひとりが学んだことをつなげ、地域づくり、まちづくりとなるよう推進し、支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染防止を図るため、生涯学習事業や市民団体の生涯学習活動に一定の制約があります。



課題①－1

高齢化が進行する中で、生涯学習へのニーズの高まりが予想されており、高齢者世代が元気にいきいきと活動を続けられるような学習の機会づくりが必要です。

課題①－2

子育てがしやすく、また、子どもたちが、さまざまな体験学習や異世代との交流の中で成長していけるような学習機会の場の提供が必要です。

課題①－3

生涯にわたり図書館を利用する市民を増やし、生涯読書活動を推進するために、市民ニーズに対応した、図書館サービスの充実が求められます。

課題①－4

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策と生涯学習活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全な事業展開が求められており、さまざまな生涯学習事業が、「新しい生活様式」を取り入れた内容で開催されることが必要です。

現状②

「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例（以下「元気に育つ志木っ子条例」という。）」に基づき、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの責務を果たしながら、家庭教育を支援するための事業に取り組んでいます。



課題②

近年の社会問題のひとつであるインターネットや、カードゲーム等に起因するトラブルに、子どもたちが巻き込まれることを未然に防ぐため、家庭教育を支援する事業展開が必要です。

現状③

このまちを形成してきた人々からの贈り物であり、地域の誇りである文化財や伝統文化・芸能の継承等に取り組んでいます。



課題③

国指定重要有形民俗文化財である志木の田子山富士塚をはじめとする指定文化財等については、次代に継承するために、積極的な保存活動と活用に取り組む必要があります。

第2 生涯学習推進指針

1. 基本指針

本指針は、志木市教育大綱の基本方針に基づき、生涯学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

基本指針1. いつでも、どこでも、だれでも学べるまちに

乳幼児から高齢者まで、だれもがいつでも、どこでも、学べるまちづくりを目指します。

基本指針2. 学びをつなぐ、人をつなぐ

家庭教育の支援、高齢化社会に対応した事業展開を進め、一人ひとりが学んだことを地域づくり、まちづくりにつながるよう支援します。

また、一人ひとりが大切にされるまちとなるような学習を支援します。

基本指針3. 地域の文化を未来につなげる

地域の文化は、このまちを形成してきた人々からの贈り物であり、地域の誇りであり、また、未来の市民へ手渡す宝物です。地域の文化を守り、生かせるようにし、地域への愛着を育むよう支援します。

2. 指針の全体像

基本指針に基づき、分野別の個別方針を定め、本市の生涯学習事業を推進する際の方向性を示します。

基本指針 1. いつでも、どこでも、だれでも学べるまちに

個別指針 1-1 さまざまな学習機会の提供



- (1) わかりやすい生涯学習情報の提供
- (2) 学習相談の充実
- (3) さまざまな活動へのきっかけづくり
- (4) 指導者情報の提供
- (5) ライフステージに応じた学習機会の提供
- (6) 「だれもがいきいきと、自分らしく生きる」人権についての学習の支援
- (7) 市全体で家庭教育を支援
- (8) 自主的活動への支援
- (9) 学びを広げる機会づくり
- (10) 「新しい生活様式」を取り入れた事業展開

個別指針 1-2 生涯にわたり学ぶことができる環境づくり



- (1) 生涯学習の拠点の充実
- (2) 学社融合施設の活用
- (3) 図書館サービスの充実

基本指針 2. 学びをつなぐ、人をつなぐ

個別指針 2-1 学びを市民力で支えるまちづくり



- (1) 学んだ成果を生かすための支援
- (2) 家庭・学校・地域・NPO・民間団体等が連携した学び

基本指針 3. 地域の文化を未来につなげる

個別指針 3-1 文化を育む活動の支援



- (1) 伝統文化の次世代への継承
- (2) 芸能・芸術活動の支援
- (3) 文化財の保存・活用

基本指針 1. いつでも、どこでも、だれでも学べるまちに

個別指針 1-1 さまざまな学習機会の提供



だれでも気軽に学び始めることができるように、さまざまな分野の情報収集に努め、利用しやすい形で提供します。また、きめ細かく対応できるよう、学習相談の充実を図るとともに、市民の学習要求に対応した、さまざまな学習機会を提供します。

(1) わかりやすい生涯学習情報の提供

市や教育委員会の情報だけでなく、市民の発信する情報や近隣市の情報を収集し、わかりやすく提供します。

ア 市や社会教育施設のホームページをさらに活用し、情報提供を充実させるとともに、SNS※2を活用した即時的な情報提供を行います。

※2 SNS (Social Networking Service) とはインターネット上でのコミュニケーションツールのこと。

イ 必要な情報を得やすくするため、グループ・サークル情報の内容を充実させるとともに、社会教育施設等にも情報提供の場を充実させます。

(2) 学習相談の充実

生涯学習について気軽に相談してもらえるよう、学習相談のPRを行うとともに、相談機能の充実を図ります。また、さまざまな学習相談に対応できるよう、各社会教育施設間の連携を図るとともに、活動を進めていく中でのグループやサークルからの相談にも、きめ細かく対応します。

(3) さまざまな活動へのきっかけづくり

グループ・サークルの紹介やサークル公開事業などを通じて、何かを始めたい人が、一歩を踏み出せるようなきっかけづくりを行います。

(4) 指導者情報の提供

新たな学習活動を始めやすいように、さまざまな資格や特技、技能を持った個人及び団体の情報を提供します。

また、市の職員や企業の社員等を講師として、市民団体やグループ、学校の研修会や学習の場に派遣します。

(5) ライフステージに応じた学習機会の提供

それぞれのライフステージをいきいきと生きるために、さまざまな学習の機会づくりを進めます。

ア 子どもたちの学び

少子化やライフスタイルの変化により、減少している外遊びや集団遊びの場づくりを推進するとともに、体験学習や情操を育むことができるような学習機会の場を提供します。

また、学習習慣の定着や基礎学力の向上のための学習の場を提供します。

イ 親としての学び

子育ての悩みを共有できるような仲間づくりの場や、子育てに関する知識についての学習機会の場を提供します。

ウ 市民が健やかで心豊かな人生を送るための学び

①多様化する学習要求に対応するために、グループやサークルなど市民の協力を得ながら、多様な学習機会の展開を行うとともに、各種講座において大学等との連携を図ります。

②年齢、体力等に応じて、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、各団体への活動支援を行うとともに、健康とスポーツの連携を行い、生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。

③介護予防や認知症サポーター事業など、高齢社会に対応した学習機会を充実します。

④生涯にわたる健康づくりのための学習機会の場を充実します。

エ 世代間交流による学び

さまざまな世代が交流し合い、ともに学び合う場の提供をします。

(6)「だれもがいきいきと、自分らしく生きる」人権についての学習の支援

ア 人権意識を高め、人権を尊重する地域社会づくりのために、人権についての学習機会の提供を行います。

イ 人権についての情報提供や視聴覚教材の利用の促進を図ります。

(7) 市全体で家庭教育を支援

子どもの健やかな成長に向け市全体で家庭教育を支援するため、全国に先駆けて制定した「元気に育つ志木っ子条例」に基づき、インターネットやトレーディングカード等に起因する問題を相談する窓口の充実や講演会の実施を推進します。

(8) 自主的活動への支援

生涯学習ニーズの多様化が進み、市民の学習活動も多様化しており、加えて、さまざまな場面で市民力が発揮されています。こうした状況を踏まえ、自主的な活動を支援します。

ア 市民のアイディアを生かし、市民ニーズを実現する講座を推進します。

イ 社会教育関係団体への補助を通して、自主的な学習を支援します。また、グループ・サークルの活動が活性化するよう必要な支援を行います。

(9) 学びを広げる機会づくり

ひとつの学習活動から、さらに視野を広げる活動や関連した分野への学習へとつなげられるように、学びを広げる支援をします。

ア 近隣市の大学等との連携により、幅広い学習機会の場を提供します。

イ 一つの講座の参加をきっかけとして、さらに違った学習へのアクセスが可能となるよう、講座・イベントの開催について関係各課が連携を深め、学習情報の効果的な拡散に努めます。

(10) 「新しい生活様式」を取り入れた事業展開

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を十分講じながら、リモートで行われる事業の開催や、動画配信を取り入れた講座の実施など、ICTを活用し、市民の学習ニーズに応じた事業展開に努めます。

個別指針 1-2 生涯にわたり学ぶことができる環境づくり



今後さらに進むと予想される人口減少や少子高齢化などに対応するため、利用者のニーズを把握し、利用しやすい施設の活用を図ります。

(1) 生涯学習の拠点の充実

それぞれの施設の特性を生かしながら、現在ある施設を有効に活用し、利用しやすい施設を目指します。

(2) 学社融合施設の活用

生涯学習と学校教育との協力連携により、「いろは遊学館」において、学社融合の特性を生かす事業を推進します。

(3) 図書館サービスの充実

レファレンスサービスを生かした学習活動を支援し、学習要求に応える蔵書の充実を図るとともに、国立国会図書館、県立図書館等との資料情報のネットワークを活用してサービスの充実を図ります。

また、パソコン等の情報機器を利用しない人に配慮した情報提供の他、図書館では高齢者などへの配本サービス等、情報を入手しにくい人に対するサービスの充実を図ります。

基本指針 2. 学びをつなぐ、人をつなぐ

個別指針 2-1 学びを市民力で支えるまちづくり



生涯学習は、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、よりよい社会をつくる礎になります。個人の学びの成果を発表する機会を充実させるとともに、学びをきっかけに人々がつながり、まちづくりに生かしていけるよう施策を推進します。

また、家庭・学校・地域、さまざまな団体との連携による事業を推進します。

(1) 学んだ成果を生かすための支援

- ア 学習成果の発表の場において、市民力による運営を推進するとともに、さらに、幅広い層の市民が参加できるような事業の展開を図ります。
- イ 市民協働による施設運営やさまざまなボランティア活動の場の充実を図ります。
- ウ 市民力によるまちづくりにつなげられるよう、学習成果を生かすことができる機会の充実を図ります。
- エ 生涯学習相談窓口とも連携し、学習成果を活用したい人が活躍できる場に出会えるよう、コーディネーター機能を充実させます。
- オ 講師や指導者として活動したい人の市民力を生かし活動できるよう、登録制度の充実を図ります。

(2) 家庭・学校・地域・NPO・民間団体等が連携した学び

さまざまな団体が、その持ち味を生かして、連携した事業展開を図り学習機会の場の提供を行います。

基本指針 3. 地域の文化を未来につなげる

個別指針 3-1 文化を育む活動の支援



伝統芸能や文化の継承のために、伝統文化にふれることができる機会づくりを推進し、地域の宝である文化財を保存するとともに活用した事業を展開します。

(1) 伝統文化の次世代への継承

- ア 子どもたちが、日本の伝統文化にふれることができるよう、さまざまな伝統文化を体験する事業を市民とともに実施します。
- イ 郷土の芸能に親しむとともに継承を図れるよう、伝統芸能や郷土に伝わる民俗芸能の発表の場を支援します。

(2) 芸能・芸術活動の支援

芸能・芸術の発表の場や芸能・芸術にふれることができる機会づくりを支援します。

(3) 文化財の保存と活用

- ア 文化財は、地域の歴史の証言であり、個々の価値だけでなく、地域の文化や暮らしに関連があります。文化財に関連した講座や文化活動を支援します。また、まちの宝である文化財を将来にわたって確実に継承するために、保存環境や体制の整備を推進します。
- イ 指定文化財そのものを学ぶだけでなく、文化財を通してまちの歴史や文化を見直し、また、まちの宝として発信し、活用する事業を行います。
- ウ 郷土資料館・埋蔵文化財保管センターの収蔵資料を活用して、学校教育への協力や文化財への理解のための事業を推進します。